告　示

○内閣府告示第千三百二十六号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十五条第一項の規定に基づき、スコール・グローバル・ライフ・エスイーが日本において保険業を行うことを平成二十九年四月三日付けをもって免許したので、同法第百八十九条前段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年四月十三日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

一　外国保険業者の商号、本店の所在地及び設立の年月日
　商　　号　スコール・グローバル・ライフ・エスイー
　本店の所在地　フランス共和国パリ市クレベール大通り五番地
　設立の年月日　二千年十二月十九日
二　外国保険業者の設立に当たって準拠した法令を制定した国の国名
　フランス共和国
三　外国保険業者の日本における代表者の氏名及び住所
　氏　　名　山田　泰
　住　　所　東京都北区西ヶ原三丁目五十七番十七―三〇七号アルヴァローレ西ヶ原
四　免許の種類
　外国損害保険業免許
五　外国保険業者の日本における主たる店舗
　東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル

○総務省告示第百四十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十条第四項の規定に基づき、政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十九年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

平成二十九年四月十三日　　総務大臣　山本　早苗

政党の名称	平成二十九年分として交付すべき政党交付金の額
公明党	三、一三五、三六九、〇〇〇円
社会民主党	三九五、三六八、〇〇〇円
自由民主党	三九八、六七六、〇〇〇円
日本維新の会	一七、六二二、六三六、〇〇〇円
日本のこころ	一、〇〇九、五六六、〇〇〇円
民進党	四九三、〇九八、〇〇〇円
	八、七一八、九七〇、〇〇〇円

○法務省告示第百八十八号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）第二条の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十九年四月十三日　　法務大臣　金田　勝年

一　平成十七年法務省告示第四百十三号（認定個人情報保護団体の認定に関する指針）
二　平成二十七年法務省告示第百七十八号（法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン）

附　則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。

○外務省告示第百四十号

平成二十九年三月二十九日にジャカルタで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年四月十三日　　外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドネシア共和国の経済成長及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七百三十九億八千八百万円（七三、九八八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、この書簡の付表（以下「付表」という。）に掲げる事業計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、各事業計画につき付表に定める配分に応じ、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供されることになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・一五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(e)　それぞれの支出期間は、付表の1に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後八年、付表の2に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後九年及び付表の3に掲げる事業計画については関係借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　借款は、インドネシアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　2(1)に規定する借款契約に定める借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

5　インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（2(1)に規定する借款契約において言及されるものであって、国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定めるもの）に適合するように調達されることを確保する。

6　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドネシア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドネシア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。